

第124回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

- ・ 主要な事業拠点
- ・ 従業員の状況
- ・ 主要な借入先
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 業務の適正を確保するための体制
- ・ 業務の適正を確保するための体制
の運用状況の概要
- ・ 剰余金の配当等の決定に関する方針
- ・ 連結注記表
- ・ 個別注記表

曙ブレーキ工業株式会社

(1) 主要な事業拠点 (2025年3月31日現在)

① 国内

当 社 本 店 ・ 本 社	グローバル本社 (本店・東京都中央区日本橋室町一丁目13番7号PMO日本橋室町5F)
	Ai-City (本社・埼玉県羽生市東五丁目4番71号)
当 社 工 場	館林铸造所 (群馬県)
当 社 営 業 所	札幌営業所 (北海道)、仙台営業所 (宮城県)、関東営業所 (埼玉県)、 首都圏営業所 (東京都)、中部オフィス (愛知県)、大阪営業所 (大阪府)、 広島営業所 (広島県)、福岡営業所 (福岡県)
子 会 社	曙ブレーキ山形製造株式会社 (山形県)、曙ブレーキ福島製造株式会社 (福島県)、 曙ブレーキ岩槻製造株式会社 (埼玉県)、曙ブレーキ山陽製造株式会社 (岡山県)

② 海外

北 米	本社：Akebono Brake Corporation (アメリカ ミシガン州) 工場：Akebono Brake, Elizabethtown Plant (アメリカ ケンタッキー州) Akebono Brake, Glasgow Plant (アメリカ ケンタッキー州) Akebono Brake Mexico S.A. de C.V. (メキシコ)
欧 州	Akebono Europe GmbH (ドイツ) Akebono Brake Slovakia s.r.o. (スロバキア)
ア ジ ア	広州曙光制動器有限公司 (中国) 曙光制動器 (蘇州) 有限公司 (中国) Akebono Brake (Thailand) Co., Ltd. (タイ) A&M Casting (Thailand) Co., Ltd. (タイ) Akebono Cooperation (Thailand) Co., Ltd. (タイ) PT. Akebono Brake Astra Indonesia (インドネシア) Akebono Brake Astra Vietnam Co., Ltd. (ベトナム)

(注) 北米のAkebono Brake, Elizabethtown Plant (アメリカ ケンタッキー州) は、2023年10月20日開催の取締役会において、2025年12月を予定として生産を終了・閉鎖することを決議しております。

(2) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
国 内	1,964名	87名 (減)
海 外	3,387名	110名 (減)
合 計	5,351名	197名 (減)

(注) 従業員数には、嘱託・臨時工員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人数1,275名は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
767名	18名 (減)	45.7才	20.5年

(注) 従業員数には、出向者408名並びに嘱託・臨時工員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人数143名は含まれておりません。

(3) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借入残高 (百万円)
シンジケートローン	32,000

(注) シンジケートローンはドイツ銀行東京支店を幹事とする8社（ドイツ銀行東京支店、株式会社横浜銀行、株式会社みずほ銀行、他5社）の協調融資によるものです。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	75百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
なお、当事業年度の報酬等の額には、前事業年度に係る追加報酬8百万円が含まれております。
2. 監査等委員会は、会計監査人及び社内関係部署より必要な資料及び情報を入手し、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、監査実績の評価、監査報酬見積の算出根拠及び非監査業務の内容とその報酬額等が相当であるかどうかについて検証をした上で、会計監査人の報酬額等について同意を行っております。
3. 重要な海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査又はレビューを受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査等委員全員の同意による会計監査人の解任のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、監査能力・監査品質等を総合的に勘案し会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると監査等委員会が判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

i. 処分対象

太陽有限責任監査法人

ii. 処分内容

イ) 契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)

ロ) 業務改善命令(業務管理体制の改善)

ハ) 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部(監査業務に係る審査)に関与することの禁止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで)

iii. 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社グループが持続的成長と中長期的な企業価値向上を実現していくためには、内部統制システムを構築し、継続的に見直ししながらその機能を高めていくことが必要不可欠であり、経営の根幹と考えております。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するため、以下の「内部統制システムの構築に関する基本方針」を取締役会において決議しております。

- ① 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i. 当社及び当社グループ企業のコンプライアンスの考え方は、当社の理念及び、代表取締役社長からのメッセージ、akebonoグローバル行動規範、akebonoグローバル行動基準などからなる「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」を基本とする。
 - ii. 当社は、コンプライアンス活動を推進していくために内部統制委員会の下部組織としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制を整備する。
 - iii. 当社は、問題の未然防止、早期発見と早期解決のために社内・社外に相談窓口を設け、当社及び当社グループ企業の役員、従業員、派遣社員、退職者（退職後一年以内に限る）からの相談を受け付ける。当社及び当社グループ企業は、相談者からの相談内容及び個人情報秘守し、相談者に対して、不利益な取扱いを行わない。
 - iv. 当社及び当社グループ企業は各国競争法による規制、とりわけカルテルの規制を遵守するため、競争法による禁止行為を明示した上、競合他社又は事業者との接触のルールを明確にする。
 - v. 当社及び当社グループ企業は反社会的勢力には毅然として対応し、常に正義感を持った良識ある行動に努めることを「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」に明記し、役員及び従業員に周知徹底する。当社及び当社グループ企業の総務担当部署を中心として、反社会的勢力による被害を防止することに努めるとともに、有事においては、必要に応じて外部の専門機関とも連携して、全社をあげて適切な対応をとるものとする。
 - vi. 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は文書管理規定及び情報セキュリティに関する規定に従い、取締役の職務の執行に関わる情報を文書又は電磁的媒体に記録・保存し、管理する。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i. 当社及び当社グループ企業のリスク管理体制を整備するため、推進組織として、内部統制委員会の下部組織としてリスク管理委員会を設置する。
 - ii. リスク管理委員会は、企業活動に潜在する様々なリスクに対処するため、定期的にリスクの洗い出しを行い、重点リスクとその対処方針の決定、対処策の指示及び対処策の実行状況とその有効性の監視などを行う。
 - iii. 当社及び当社グループ企業は、地震やその他の災害などの危機が発生し甚大な被害を受けると判断した場合に、速やかに緊急対策本部（代表取締役社長が本部長）を設置し、被害（影響、損失）を最小限に留めるとともに、その復旧を迅速に進める。また、対応マニュアル等を作成・配付するとともに、訓練と周知教育を実施し、万一の有事に備える。

- iv. 当社及び当社グループ企業の情報セキュリティマネジメント体制を整備するため、内部統制委員会の下部組織としてISMS委員会(*)を設け、情報資産の信頼性及び安全性の確保に努めるとともに、情報セキュリティ対策を推進する。

(*) ISMS : Information Security Management System

- ④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i. 当社は経営と執行を分離する執行役員制を導入し、責任と権限を明確にする。取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。また、事前に経営課題を討議する取締役・執行役員で構成された重要会議体を複数設定し、その会議体の審議を経てから取締役会での承認決定を行う事前審議制をとる。
 - ii. 組織規定及び職務権限規定を定め、各組織の分掌、業務執行取締役・執行役員の職務権限及び責任、並びに稟議手続等を明確化し、業務執行取締役・執行役員の職務執行の効率化を図る。
 - iii. 当社及び当社グループ企業は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、事業年度毎の予算を立案して、その目標達成に向けた具体的計画を立案・実行する。
 - iv. 決定された業務の執行状況は、担当する取締役又は執行役員が取締役会などにおいて適宜報告し、また、監査等委員会をこれを定期的に監査する。
- ⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
- i. 当社は、「関係会社管理規定」に基づき、業務主管部署及び関連部署を通じて、当社グループ企業の日常的な管理、指導及び支援を行う体制、並びに当社グループ企業のそれぞれから当社に対し、営業成績、財務状況その他の経営の重要事項に関する報告を行う体制を整備する。
 - ii. 当社及び当社グループ企業は、当社グループ企業において業務の適正を確保するため、職務権限規定を定める。また、当社は、グループ企業に関する決裁権限規定に基づき、グループ企業の責任者にその規定に定められた決定権限を付与する。
 - iii. 当社の内部監査担当部署は、海外を含めた当社グループ企業の定期的な監査を実施し、監査結果を当社の取締役会・担当部署に報告する。
- ⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - (イ) 監査等委員会がその職務を補助するスタッフを要する場合、専任のスタッフ（以下「監査等委員会スタッフ」という。）を配置する。
 - (ロ) 監査等委員会スタッフの取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会スタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保するため、監査等委員会スタッフは、監査等委員会の指揮命令の下で職務を遂行し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとする。また、監査等委員会スタッフは、必要に応じて監査等委員の指示に基づき重要会議体などに出席する。
 - (ハ) 当社は、監査等委員会スタッフの人事異動・人事評価・懲戒処分に関して監査等委員会の事前の同意を得なければならない。
 - (ニ) 監査等委員会スタッフは、監査等委員会を補助する業務に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査等委員会の監査等委員会スタッフに対する指示の実効性を確保する。
 - ii. 監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制
 - (イ) 当社の取締役及び従業員並びに当社グループ企業のそれぞれの役員及び従業員（これらの者から報告を受けた者を含む。）は、当社及び当社グループ企業の経営、業績に重大な影響を及ぼす事実、重大な法令・定款違反行為その他これらに準ずる事実並びにそのおそれのある事実を知った場合には、適切な方法により、遅滞なく監査等委員会に報告する。

(ロ) 当社及び当社グループ企業は、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

iii. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

iv. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査等委員会は、内部監査担当部署からその監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、又は具体的指示を出すなど、内部監査担当部署と日常的かつ機動的な連携を保つ。

(ロ) 監査等委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、監査上の主要な検討事項（KAM）を把握するために、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行う。

(ハ) 当社経営陣は、監査等委員会との定期的な意見交換会を開催する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組みの状況

当社は、akebonoグローバル行動規範、akebonoグローバル行動基準やコンプライアンス規定等を整備の上、コンプライアンス委員会を中心としたコンプライアンス活動（年間計画の策定と実施、その効果測定（アンケート）、各部署・各拠点責任者へのヒアリング）を行っております。また、社員のコンプライアンス意識の向上のため、インサイダー取引防止・ハラスメント防止等の各種研修を実施しております。

内部通報体制については、社内外に相談窓口を設置しており、寄せられた相談については、適宜必要な調査を実施し、適切に対応しております。また、社外相談窓口への相談内容は取締役にも展開し、社内外の各相談窓口への相談内容及び対応状況については、定期的に取締役会に報告しております。

② 情報の保存及び管理に関する取り組みの状況

取締役の職務の執行に関わる情報は、文書管理規定及び情報セキュリティに関する規定に基づき文書又は電磁的媒体に記録し所定の場所に格納しております。また、取締役等から要請があった場合に備え、常時閲覧できるようにしております。

③ リスク管理に関する取り組みの状況

当社は、リスク管理規定を整備の上、リスクを低減し万一危機が発生した際の被害を最小限とするため、リスク管理委員会を中心としたリスク管理活動を行っております。

事業環境の変化に対応して、当社に関連する様々なリスクを洗い出し、影響度や発生頻度に応じてマッピングを行い、定期的に点検しております。事業継続マネジメントやサプライチェーンマネジメントなどの当社全体の重点リスクについては、対処方針を決定し、対処策の指示やその実施状況と有効性の監視を行い、活動内容を定期的に取締役会に報告しております。

地震やその他の災害などの危機や甚大な被害の発生については、緊急対策本部の立ち上げや復旧対応を迅速に行うため、対応マニュアルを整備し、防災訓練や周知教育を実施するなど、万一の有事に備えています。

また、サイバーセキュリティなどの情報セキュリティリスクについては、ISMS委員会を中心としてPDCAを回して対処しております。

④ 職務の執行の効率性の確保に関する取り組みの状況

当社は、月1回以上定時に取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略、業務執行に関する重要事項について機動的な意思決定を行っております。取締役会は、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保するため、執行役員を任命し、各事業部門及び地域事業の職務執行について大幅な権限委譲を行っております。業務執行取締役を含む執行役員は、その職務執行状況、課題、対応策について、適宜、取締役会に報告しております。また、業務執行取締役で構成される経営会議において、経営に関する重要事項を事前に審議の上、取締役会に付議しております。さらに、決裁権限規定その他の社内規定を整備して、執行役員及び従業員による適正かつ効率的な職務権限の行使を担保する体制を整備しております。

⑤ 当社子会社からの報告に関する取り組みの状況

当社は、関係会社管理規定を整備し、当社グループ企業のそれぞれから当社に対し、営業成績、財務状況その他の経営の重要事項が適時かつ定期的に報告される体制とするとともに、業務の主管部署や関連部署等を通じて、当社グループ企業の日常的な管理、指導及び支援を行う体制を整備しております。

また、地域事業性に即したグループ企業に関する決裁権限規定を定め、運用しております。

⑥ 監査等委員会監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

- i. 監査等委員会は、内部監査担当部署及び会計監査人と適宜連携して監査が実効的に行われるようにしております。内部監査担当部署からは、当社及び当社グループの監査計画及び監査結果の報告を受け、監査等委員会から指示・助言を行っております。また、会計監査人からは、監査計画並びに期中レビュー及び期末の監査結果の報告を受け、加えて監査上の主要な検討事項を協議するなど積極的に情報・意見交換を行っております。

監査等委員は、取締役会を始めとした重要会議体へ出席（監査等委員会スタッフの代理出席含む。）をしてその議論や決議の状況について監視しております。

代表取締役及び業務執行取締役は、監査等委員会と定期的に意見交換を行い、対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等を確認するとともに監査環境の整備の向上に努めております。

- ii. 監査等委員会の職務を補助すべき部署として監査等委員会室を設置しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指示系統から独立しております。監査等委員会室には2名の専任のスタッフを配置し、監査等委員会が定める監査基準及び年度ごとの監査計画に従い、監査等委員会の指揮命令に基づき業務を行っております。また、監査等委員会スタッフの人事異動及び人事評価については、監査等委員会の事前の同意を得て実施することとしております。

- iii. 監査等委員会は、主要な部門の責任者への定期的なヒアリングや意見交換を実施しており、また、内部統制担当部署からも定期的に報告され、意見交換を行っております。

当社は、コンプライアンス上の懸念を報告することを役員及び従業員に求めており、当該報告者へ不利益な行為を禁止しております。監査等委員会は、重要会議体で報告されるコンプライアンスの運用状況について不利益な取り扱いの有無を含めて確認しております。

- iv. 監査等委員会の職務執行のための全ての費用は適切に処理されております。

（7）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけております。業績及び配当性向、持続的な成長のための投資資金としての内部留保などを総合的に考慮しながら、長期的に安定した配当を維持していくことを基本方針としております。

当期の配当につきましては、事業再生計画期間が終了したものの、当社は未だ財務体質の健全化を目指す途上であり、内部留保を充実させる必要があることを踏まえ、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 18社

主要な連結子会社の名称は、曙ブレーキ山形製造(株)、曙ブレーキ福島製造(株)、曙ブレーキ岩槻製造(株)、曙ブレーキ山陽製造(株)、Akebono Brake Corporationであります。

なお、Akebono Europe S.A.S.(フランス)は清算手続き中であり、重要性が低下したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 0社

(2) 持分法を適用しない関連会社の数 2社

トーフ金属(株)ほか1社の持分法非適用関連会社は、いずれも小規模であり、かつ全体としても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり重要性が乏しいため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Akebono Brake Corporationほか在外連結子会社8社の事業年度の末日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を基礎とし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

当社及び国内連結子会社……総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

在外連結子会社……………主に先入先出法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の見込額のうち、当連結会計年度の末日において負担すべき見積額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社については、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外子会社の事業年度に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、自動車用ブレーキ及び産業機械・鉄道車両用ブレーキの製造及び販売を主な事業としており、これらの製品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格については、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び販売促進費等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

百万円未満の端数処理については、連結計算書類の各数値を、それぞれ四捨五入しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。

なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

前連結会計年度において、営業外費用「その他」に含めておりました「資金調達費用」(前連結会計年度269百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

有形固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目名	金額 (百万円)
有形固定資産合計	50,158
減損損失	178

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

有形固定資産の減損損失の認識・測定にあたっては、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っており、資産グループごとに減損の兆候の判定、減損損失の認識及び測定を行っております。減損の要否の判定においては、将来キャッシュ・フロー及び正味売却価額を合理的に見積もって算定しております。

これらの見積りにあたっては、会計上の重要な仮定として、不確実な経営環境のもと、資材調達や生産性向上などの合理化、人員の適正化、固定費の削減、原材料価格及びエネルギーコスト高騰影響の販売価格への転嫁、新規受注の見込などが含まれております。これらの仮定に重要な変更が生じた場合には、翌連結会計年度に減損損失を計上する可能性があります。

なお、前連結会計年度において減損の兆候が識別された米国子会社であるAkebono Brake Corporation及びその工場であるAkebono Brake, Elizabethtown Plantについて、当連結会計年度においては減損の兆候は識別されておられません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 受取手形及び売掛金のうち顧客との契約から生じた債権の金額並びに流動負債のその他のうち契約負債の金額については、「(収益認識に関する注記) 3. (1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

2. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	6,941百万円
機械装置及び運搬具	13,879百万円
土地	11,644百万円
投資有価証券	14百万円
計	32,478百万円

上記の他、連結上消去されている関係会社株式(当連結会計年度5,133百万円)、関係会社出資金(当連結会計年度1,322百万円)及び関係会社短期貸付金(当連結会計年度23,559百万円)を担保に供しております。

(2) 担保に係る債務

長期借入金	32,000 百万円
-------	------------

3. 有形固定資産の減価償却累計額 193,031百万円

4. 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額 1,402百万円

5. 土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価及び第2条第4号に定める路線価により算出しております。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

917百万円

6. 財務制限条項

当社及び連結子会社であるPT. Akebono Brake Astra Indonesia(インドネシア)の借入金には、グロスレバレッジ比率、デットサービスカバー比率、銀行預金残高、連結純資産、連結営業利益、設備投資金額などに関する財務上の特約が付されております。

なお、これらの契約に基づく借入残高は次のとおりであります。

短期借入金	2,862百万円
長期借入金	32,000百万円
計	34,862百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 事業構造改善費用

主な内訳は、北米におけるAkebono Brake Corporation(米国)の1工場化に係る費用934百万円、並びに中国における広州曙光制動器有限公司及び曙光制動器(蘇州)有限公司の早期退職に係る費用448百万円であります。

3. 減損損失

当社グループは、製品カテゴリを資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っており、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額
中国 広東省	遊休資産	機械装置など	178 百万円

(注) 回収可能価額を処分予定価額とし、減損損失を計上しております。

4. 為替換算調整勘定取崩損

当社子会社の連結除外に伴う為替換算調整勘定の取崩しによるものであります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	135,992	137,762	—	273,755
A種種類株式 (注) 2	20	—	6	13
合計	136,012	137,762	6	273,768
自己株式				
普通株式 (注) 3, 4	2,409	0	34	2,375
A種種類株式 (注) 2, 5	—	6	6	—
合計	2,409	6	41	2,375

(注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加137,762千株は、A種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使に伴う交付による増加であります。

2. A種種類株式の発行済株式の株式数の減少及び自己株式数の減少6千株は、A種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い取得した自己株式を取締役会決議に基づき消却したことによる減少であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

4. 普通株式の自己株式の株式数の減少34千株は、新株予約権の行使による自己株式の処分による減少であります。

5. A種種類株式の自己株式数の増加6千株は、A種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い取得したことによる増加であります。

2. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式 147千株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
退職給付関連費用	773百万円
賞与引当金	340百万円
貸倒引当金	4百万円
繰越欠損金	21,666百万円
固定資産減損損失	3,090百万円
未払事業税	63百万円
未払費用	2,150百万円
繰越外国税額控除	397百万円
その他	3,493百万円
繰延税金資産小計	31,975百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△21,100百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,642百万円
評価性引当額小計	△29,743百万円
繰延税金資産合計	2,232百万円
(繰延税金負債)	
退職給付に係る資産	2,634百万円
在外子会社の固定資産	51百万円
固定資産評価差額	898百万円
その他	195百万円
繰延税金負債合計	3,778百万円
差引：繰延税金負債の純額	△1,545百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入や社債発行によっております。デリバティブは、外貨建て債権債務の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに対しては、各営業管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションを定期的にモニタリングすることで、為替変動リスクを管理しております。

投資有価証券は、主に取引上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。また、投資有価証券は、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建ての営業債務があり為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債権をネットしたポジションを定期的にモニタリングすることで、為替変動リスクを管理しております。

借入金、主に設備投資に必要な資金の調達や手元流動性の確保を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により手元流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 (※2)			
その他有価証券	23	23	—
資産計	23	23	—
(2) 長期借入金 (1年以内含む)	32,000	26,430	△5,570
(3) リース債務 (1年以内含む)	269	241	△28
負債計	32,269	26,671	△5,598

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※ 2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	62

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	23	—	—	23
資産計	23	—	—	23

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年以内含む）	—	26,430	—	26,430
リース債務（1年以内含む）	—	241	—	241
負債計	—	26,671	—	26,671

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価については、取引所の価格によっており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内含む）、リース債務（1年以内含む）

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント						合計
	日本	北米	欧州	中国	タイ	インド ネシア	
自動車・自動二輪車向け	48,140	49,051	12,225	10,637	6,613	24,307	150,974
産業機械・鉄道車両向け	9,780	—	—	—	—	—	9,780
その他	919	—	—	—	—	—	919
顧客との契約から生じる収益	58,839	49,051	12,225	10,637	6,613	24,307	161,672
外部顧客への売上高	58,839	49,051	12,225	10,637	6,613	24,307	161,672

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、受取手形及び売掛金であります。

契約負債は、主に金型や開発契約に基づく顧客からの前受金であり、連結貸借対照表上は「その他の流動負債」に含まれております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度（期首） （2024年4月1日）	当連結会計年度（期末） （2025年3月31日）
顧客との契約から生じた債権	29,901	27,440
契約負債	568	373

(注) 当連結会計年度に認識された収益のうち、期首時点の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：百万円)

	当連結会計年度 （2025年3月31日）
1年以内	249
1年超	124
合計	373

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 117円61銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 1円1銭 |

算定上の基礎は次のとおりであります。

1. 1 株当たり純資産額

項目	当連結会計年度末 2025年3月31日
純資産の部の合計額（百万円）	55,945
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	24,026
（うち種類株式の払込金額（百万円））	(13,700)
（うち優先配当額（百万円））	(3,879)
（うち新株予約権（百万円））	(25)
（うち非支配株主持分（百万円））	(6,422)
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	31,918
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	271,380

2. 1 株当たり当期純利益

項目	当連結会計年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
1 株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	168
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—
（うち優先配当額（百万円））	(—)
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	168
普通株式の期中平均株式数（千株）	166,332

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年間) に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の見込額のうち、当事業年度の末日において負担すべき見積額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、自動車用ブレーキ及び産業機械・鉄道車両用ブレーキの製造及び販売を主な事業としており、これらの製品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格については、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び販売促進費等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

百万円未満の端数処理については、計算書類の各数値を、それぞれ四捨五入しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。

なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目名	金額 (百万円)
関係会社短期貸付金	23,559
貸倒引当金	△17,121
関係会社株式	6,935
関係会社出資金	2,850
貸借対照表計上額	16,224
貸倒引当金繰入額	18,248
損益計算書計上額	18,248

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式及び関係会社出資金の実質価額が著しく下落した場合の回復可能性の判断並びに関係会社短期貸付金の回収不能見込額等の評価にあたっては、事業計画を基礎として個別に見積りを行っております。これらの見積りにあたっては、会計上の重要な仮定として、不確実な経営環境のもと、資材調達や生産性向上などの合理化、人員の適正化、固定費の削減、原材料価格及びエネルギーコスト高騰影響の販売価格への転嫁、新規受注の見込などが含まれております。これらの仮定に重要な変更が生じた場合には、翌事業年度に関係会社株式評価損・関係会社出資金評価損、貸倒引当金繰入額を計上する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

関係会社短期貸付金	23,559百万円
建物	2,321百万円
構築物	278百万円
機械及び装置	2,853百万円
土地	9,212百万円
投資有価証券	14百万円
関係会社株式	5,133百万円
計	43,371百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金	32,000 百万円
-------	------------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 73,093百万円

3. 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額 778百万円

4. 関係会社に対する金銭債権 9,595百万円
(関係会社に対する短期金銭債権 8,373百万円)
(関係会社に対する長期金銭債権 1,222百万円)

5. 関係会社に対する金銭債務 7,068百万円
(関係会社に対する短期金銭債務 7,068百万円)

6. 土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価及び第2条第4号に定める路線価により算出しております。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

917百万円

7. 財務制限条項

当社の借入契約には、グロスレバレッジ比率、デットサービスカバー比率、銀行預金残高、連結純資産、連結営業利益、設備投資金額などに関する財務上の特約が付されております。

なお、これらの契約にもとづく借入残高は次のとおりであります。

長期借入金	32,000百万円
-------	-----------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引	売上高	6,246百万円
	材料支給高	30,865百万円
	製品仕入高等	52,562百万円
営業取引以外の取引高		7,720百万円

(注) 材料支給高は、製品仕入高等の減算項目として処理しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	2,375,138株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	158百万円
貸倒引当金	5,273百万円
関係会社株式評価損	12,794百万円
繰越欠損金	10,385百万円
固定資産減損損失	1,013百万円
未払事業税	50百万円
繰越外国税額控除	397百万円
その他	322百万円
繰延税金資産小計	30,392百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△9,901百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△19,575百万円
評価性引当額小計	△29,476百万円
繰延税金資産合計	915百万円
(繰延税金負債)	
前払年金費用	1,845百万円
固定資産評価差額	898百万円
その他	34百万円
繰延税金負債合計	2,778百万円
差引：繰延税金負債の純額	△1,862百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	曙ブレーキ山形製造株式会社	山形県寒河江市	100	ディスクブレーキパッド、クラッチフェーシング等の製造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 役員の兼任	材料支給高 製品仕入高 (注) 1	6,799 11,292	未収入金 買掛金	1,245 1,065
	曙ブレーキ岩槻製造株式会社	埼玉県さいたま市	20	ディスクブレーキ、新幹線用ディスクブレーキ等の製造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 役員の兼任	材料支給高 製品仕入高 (注) 1	14,501 21,118	未収入金 買掛金	2,525 1,929
							キャッシュ・マネージメント・システムによる資金の借入 利息の支払 (注) 2	1,239 6	預り金	1,531
							固定資産の賃貸 (注) 3	753	未収入金	69
	曙ブレーキ山陽製造株式会社	岡山県総社市	94	ドラムブレーキ、ホイールシリンダー等の製造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 役員の兼任	材料支給高 製品仕入高 (注) 1	6,913 10,899	未収入金 買掛金	1,218 1,022
	Akebono Brake Corporation	米国ミシガン州	128百万米ドル	ディスクブレーキ、パッド、ドラムブレーキ等の製造・販売・研究開発	(所有) 直接 100.00 間接 —	資金の貸付 債務保証 役員の兼任	受取利息 (注) 4	1,650	関係会社 短期貸付金	16,952
							債務保証 受取保証料 (注) 5	— 7	未収入金	—
							増資の引受 (注) 6	9,325		
	Akebono Brake Mexico S.A. de C.V.	メキシコグアナファト州	999百万メキシコペソ	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ等の製造・販売	(所有) 直接 93.06 間接 6.94	資金の貸付 債務保証 役員の兼任	受取利息 (注) 4	422	関係会社 短期貸付金	4,900
							債務保証 受取保証料 (注) 5	— 2	未収入金	—
	Akebono Europe S.A.S.	フランスアラス市	24百万ユーロ	ディスクブレーキパッドの製造・販売	(所有) 直接 100.00 間接 0.00	資金の貸付 役員の兼任	受取利息 (注) 4	21	関係会社 短期貸付金	—
							増資の引受 (注) 6	1,865		
	Akebono Brake Slovakia s.r.o.	スロバキアトレンチーン市	52百万ユーロ	高性能ディスクブレーキ等の製造・販売	(所有) 直接 100.00 間接 —	資金の貸付 役員の兼任	受取利息 (注) 4	82	関係会社 短期貸付金	810

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 材料支給高及び製品仕入高の価格については、市場価格等を勘案して決定しております。
2. キャッシュ・マネージメント・システムについては、市場金利を勘案して利率を決定しており、取引金額は期中平均残高を記載しております。
3. 固定資産の賃貸については、每期交渉の上、賃貸料を決定しております。
4. 資金の貸付は、当社が提示した条件(利率等)をもとに、交渉の上決定しております。
5. 債務保証は、金融機関からの借入金に対するものであり、保証料は保証形態を勘案して設定しております。
6. Akebono Brake Corporation及びAkebono Europe S.A.S.の増資の引き受けは、デット・エクイティ・スワップ方式による貸付金の現物出資であります。
7. 子会社への貸倒懸念債権に対し17,121百万円の貸倒引当金を計上しており、うちAkebono Brake Corporationに対する貸倒引当金は16,952百万円であります。また、当事業年度において18,248百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | △16円24銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | △45円39銭 |

算定上の基礎は次のとおりであります。

1. 1株当たり純資産額

項目	当事業年度末 2025年3月31日
純資産の部の合計額（百万円）	13,197
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	17,605
（うち種類株式の払込金額（百万円））	(13,700)
（うち優先配当額（百万円））	(3,879)
（うち新株予約権（百万円））	(25)
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	△4,408
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	271,380

2. 1株当たり当期純利益

項目	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
1株当たり当期純利益	
当期純利益（百万円）	△7,549
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－
（うち優先配当額（百万円））	(－)
普通株式に係る当期純利益（百万円）	△7,549
普通株式の期中平均株式数（千株）	166,332

(重要な後発事象に関する注記)

連結子会社からの剰余金の配当

当社は、連結子会社2社から剰余金の配当を受領いたしました。

これにより、翌事業年度において、関係会社受取配当金11億円を営業外収益に計上いたします。

なお、連結子会社からの配当であるため翌連結会計年度の連結業績に与える影響はありません。

連結子会社名	受取配当金額	配当決議日	配当受領日
Akebono Brake (Thailand) Co., Ltd.	185百万タイバーツ (8億円)	2025年4月25日	2025年5月15日
Akebono Cooperation (Thailand) Co., Ltd.	70百万タイバーツ (3億円)	2025年4月25日	2025年5月15日
合計	11億円		

(注) 配当金額は、1タイバーツ=4.4円で換算しております。